

みなさんと議会を結ぶ……議会だより

の 議会ゆがわら

平成19年11月

No.64

湯河原町議会のホームページ <http://www.town.yugawara.kanagawa.jp/>
湯河原町議会のE-mail gikai@town.yugawara.kanagawa.jp

編集/発行 湯河原町議会
〒259-0392
神奈川県足柄下郡湯河原町中央二丁目2番地1
TEL 0465-63-2111(代) FAX 0465-63-9674



期間 / 11月23日(祝)～12月9日(日)
会場 / 奥湯河原・池峯周辺

池峯「もみじの郷とお茶室」開催中

9月
定例会

9/13～28

●主な内容

平成18年度決算……………	2
委員会だより……………	2～4
一般質問……………	4～7
条例の改正・廃止……………	7
審議と賛否……………	8

一般会計、特別会計（国民健康保険事業、吉浜財産区、下水道事業、老人保健医療、介護保険事業、介護サービスセンター事業、公共用地先行取得事業）及び

決算審査特別委員会



9月定例会に上程された平成18年度の各会計決算は、決算審査特別委員会に付託されました。

決算の認定

平成19年第6回湯河原町議会「9月定例会」は、9月13日から28日までの16日間（本会議開催4日間）にわたり開催されました。
この定例会では、平成18年度決算の認定、条例、補正予算、人事案件など議案23件を審議しました。

9月定例会



公営企業会計（水道事業、温泉事業）の決算審査を行いました。

各会計の決算内容の審査とともに、平成20年度の予算編成に向けての意見・要望が委員から出され、すべての会計を原案のとおり認定しました。

(委員長) 高橋 延幸
(副委員長) 半川 義輝
(委員) 露木 寿雄

北村 儀江
小澤 眞司
松野 満
丸山 孝夫
北村 幸則
青木 昭久

平成18年度決算の内容

一般会計・特別会計

会計名	歳入決算額	歳出決算額	差引額
一般会計	82億 995万円	80億1 665万円	1億9 330万円
国民健康保険事業特別会計	34億9 253万円	32億8 972万円	2億 281万円
吉浜財産区特別会計	1 087万円	1 087万円	0
下水道事業特別会計	17億8 120万円	17億8 019万円	101万円
老人保健医療特別会計	25億9 304万円	26億4 328万円	5 024万円
介護保険事業特別会計	16億6 823万円	16億3 615万円	3 208万円
介護サービスセンター事業特別会計	1 370万円	1 370万円	0
公共用地先行取得事業特別会計	229万円	229万円	0
合計	177億7 181万円	173億9 285万円	3億7 896万円

水道事業会計

収益的収入・支出(税抜き)

収益的収入	収益的支出	当年度純利益
4億2 642万円	4億2,356万円	286万円

資本的収入・支出(税込み)

資本的収入	資本的支出	差引額
7,973万円	2億7,698万円	1億9,725万円

温泉事業会計

収益的収入・支出(税抜き)

収益的収入	収益的支出	当年度純利益
2億3,369万円	2億 47万円	3,322万円

資本的収入・支出(税込み)

資本的収入	資本的支出	差引額
5 000万円	1億 951万円	5,951万円

委員会だより

総務文教・福祉 常任委員会

所管事務調査

(1)町税等について

固定資産税をはじめとする、町税等の未収額が増加しているため、新たに「収納対策特別整理班」を編成するなど、更に徴収体制を強化し、税の公平負担の観点からも収納率向上に努めているとの説明がありました。

また、町税等の納付に著しく誠実性を欠く方に対して、行政サービス等の利用制限を定める場合の概要の説明も受けました。

(2)湯河原町介護サービスセンターの今後のあり方について

本町をサービス提供地域とする訪問介護の民間事業所が充足し、よりにきめ細か

なサービス提供をしていることから、湯河原町介護サービスセンターの民間への移管などを含め、今後のあり方を検討していくことになりました。

平成20年度から3年間の期間についても、平成14年度からの実績や足柄上衛生組合と良好な関係が続いていることから、再度処理委託を継続したいとの説明を受けました。

主な報告事項

(1) 県西地域2市8町の合併に関する官民の取組状況等について

(2) 保育料及び町営住宅使用料の滞納状況について

(3) 後期高齢者医療制度について

(4) 平成18年度一般会計町債残高について

環境・観光産業
常任委員会

所管事務調査

し尿等処理委託について

湯河原町及び真鶴町のし尿等の処理については、足柄上衛生組合と平成14年、

平成17年に3年度毎の受入

報告事項

(1) 観光まちづくりコンサルティンク事業について

国は、国際競争力のある観光地づくりの推進に向けて、地域と旅行者等との連携・協働による地域の観光資源を発掘・増進させ、

新たな企画旅行商品として流通を促進する「関東観光まちづくりコンサルティンク事業」を実施しています。

この事業の平成19年度重点支援地域が湯河原町に決定したことにより、現在、湯河原らしい企画旅行の商品化に向けて、検討が進められています。

(2) 中央土地区画整理事業の裁判結果について

湯河原町・真鶴町広域行政推進協議会提出案件について

今年4月、真鶴町からの

説明事項

湯河原町・真鶴町広域行政推進協議会提出案件について

今年4月、真鶴町からの



観光まちづくりコンサルティンク事業・合同会議

(3) 都市計画区域マスタープランについて

(4) 夏季行事事業実績・夏季施設利用状況について

(5) 台風9号の被害状況及び対応について

台風9号の被害を受けた湯河原海岸一帯の現況調査を行いました。

広域行政特別委員会

説明事項

湯河原町・真鶴町広域行政推進協議会提出案件について

今年4月、真鶴町からの

下水道流入が開始されたことに伴い、8月に真鶴町から今後の汚水量の見込みについて報告がありました。

この報告書によると、今後5年間は、真鶴町分の処理水量が一定水量に満たないと予測されており、下水道事業の管理経費等の負担額について、両町で協議を行う必要が生じました。

委員会終了後、真鶴町と広域行政推進協議会を開催し、供用を開始したばかりの真鶴町の実情を考慮した上で協議を行い、負担額の見直しを了承しました。

協議会の結果により、9月20日、両町長が真鶴町下水処理負担金に関する調印を行いました。

報告事項

熱海市とのし尿等共同処理事業について

「し尿等共同処理事業計画調査業務報告書」に基づく計画では、交付金の対象とならないとの見解を環境省が示したことにより、再度検討を進めましたが、現

今年8月、姉妹都市・大韓民国忠州市から職員海外研修依頼があり、10月23日・24日の両日、忠州市職員10名が研修のため来訪しました。

23日には歓迎会が行われ、本委員会正副委員長も出席しました。

国内外親善都市推進特別委員会

主な報告事項

(1) 忠州市からの訪問団について

今年8月、姉妹都市・大韓民国忠州市から職員海外研修依頼があり、10月23日・24日の両日、忠州市職員10名が研修のため来訪しました。



翌日、忠州市職員は、役場表敬訪問の後、本町職員の説明のもと幕山公園、海浜公園、温泉施設などの視察研修を行いました。

(2)三原市親善都市子ども交流推進事業について

8月11・12日の両日、本町児童41名が親善都市・広島県三原市を訪問しました。



参加児童の作文には、今回の目的である『湯河原やつさ踊りを見てもらい、湯河原を知ってもらおうこと。』『三原市の歴史を知り、街なみや施設を見学しながら、私たちのまち湯河原を見つ

め直すこと。』『三原市の子どもたちと話し合い、お互いにわかりあい、仲良くなること。』を達成し、多くの人の「心」に出会えたという感想が書かれていました。

一般質問

質問者 中島 寛議員

コミュニティバスの運行等について



コミュニティバスは、住民にとっても非常に利便性がある人気が高い路線だと思いますが、実際乗ってみますと不便だと思っております。

バスの論理というのは、すでに定説がありまして、バスが不便だから住民が利便しないのか、利用者が少ないから、バスの便を少なくするのかわという問題は常にあるわけです。そこで、次の点について町長の考え方を伺います。

下免沢から真鶴に下りるのをやめた理由は何か。今から戻すつもりはないか。他の路線とのダブリを解消して、すべからく、ゆめ公園経由真鶴行きにすべきではないか。

試験段階では利用者が少なくても、便利だということ意識が定着すれば、使っていないなかった人も使うようになる。その間の赤字は町が補助金を出しても住民の利便のためという論理はあると思うが如何か。

試験走行したことがある路線を運行した場合の収支試算と町が補てんすべき額は。

真鶴まで下りたのは、実証実験のため実施したものは。

です。この期間中、川堀地区の乗降客数が減少し、真鶴地域の乗降客数が1日平均3人と著しく少なかったことなどが真鶴に下りるのをやめた主な理由です。

現路線の運行経路等は、地域住民の方から試験運行路線継続の陳情が提出され、委員会でも慎重審議し、採決した経過があり、陳情者との協議のもと下免沢で折り返すことにしたものです。現時点で戻すことは考えていません。

コミュニティバスと他の乗合バス路線は、白沼田と真鶴駅間で路線が重複していますが、お互いに時間が重ならないよう、それぞれ1時間に1本程度の運行ダイヤが組まれています。この区間の重複を解消することとは、その地域住民の交通利便性が半減することになるため、変更は考えていません。

この事業は、平成12年から実施し、12年、13年は、二百万円程の町支出がありました。14年に黒字化されました。

た経過を見ますと、ご指摘のような発想もあると思いますが、今の財政事情の中で取り組むというのは、慎重に考えなければいけないと思っています。

過去に、福浦、温泉場方面の無料実証実験を実施しました。その結果は、福浦が1便当たり1人に満たず、また、温泉場が1便当たり5人程度でした。仮に二百円としますと、福浦の場合は1便二百円、それを12便の365日で計算していただければ数字が出ると思いますし、温泉場も1便5人ということですから、千円で12便、365日で概数は出ると思います。

現在、真鶴・湯河原間のバスの諸経費が約千五百万円かかっていますので、1路線につき一千万円以上の持ち出しになると考えます。

(その他の質問)

・道路関係予算の優先順位について
・防災行政無線のサイレンの音量について

質問者 室伏重孝議員

Q レジ袋の削減とエコ教育について



改正容器包装リサイクル法に合わせ、町内小売店でのレジ袋の削減に目を向けたいかがでしょうか。

他の自治体の中では、レジ袋の削減をするためにマイバッグの持参を推進し、モニター制度やイベントを通じて、マイバッグの配布をしたところもあります。

当町でも、担当部署と商工会、小売業組合等々と話し合いを持ち、マイバッグ運動を進める考えはありませんか。

また、小・中学校では、地球温暖化が進む中、環境問題に対して、ごみ問題等も含めてエコ教育にどのよ

うに取り組んでいるのかお伺いします。

A 町内においても、あるスーパーでは、レジ袋を辞退した場合にポイントを付与し、ポイントがたまると割引をするという取組を行い、一定の成果を上げていると聞いていますが、レジ袋を有料化している事業者はありますか。

現状のマイバッグ運動の推進状況ですが、神奈川県では、平成12年度から、毎年10月に市町村や商工会などの関係団体、企業などの協力により、「環境にやさしい買物キャンペーン」を実施し、買物バッグの使用促進・簡易包装の推進などに取り組んでいます。町民の方に十分周知・実行されているところまでは至っていないと思っており、更に進めていく必要性を感じています。

今後、県や商工会、商店街連合会、大手小売業者、さらには消費者などとともに、連携を図りながら、マ

イバッグ運動を推進し、レジ袋の削減を含むごみの減量化に努めていきたいと考えています。

また、エコ教育につきましては、理科の授業では、地球温暖化などグローバルな視野でとらえた環境破壊・資源・エネルギー問題などを考えさせ、社会科の授業では、「ごみの分別の仕方」「再生資源」「ごみはどこに」等を、総合学習では、「町のごみをなくそう」「地球温暖化」「千歳川の水質調査」等を、家庭科の授業では、小学校は「再資源・ごみを減らす・再使用」やまた先ほどのレジ袋などの不要物を断るなどの学習から、自分たちの生活を見つめなおす学習を、そして中学校では、環境に配慮した洗剤や消費生活と環境をテーマに学習しています。

学校教育では、色々な場面で環境教育を扱っていますが、物を大切にすることや、環境や資源活用を図ることなどについては、まず、身近な家庭で保護者が模範

を示し、子どもに教えることも非常に大切であると思っております。

(その他の質問)

四季彩のまちづくりについて

質問者 長谷川俊子議員

Q 出産育児一時金の支払い手続の改善について



現在、国民健康保険に加入している人が出産した場合、35万円が支給されています。

出産費用の金額は、医療機関で異なり、一律ではありませんが、例えば40万円かかった場合、町は出産育児一時金35万円を、出産したご本人に支給しています

が、この出産育児一時金を直接医療機関に支払い、残りの5万円を本人が支払うという方法も考えられます。支払い手続の改善策として、出産育児一時金受取代理制度を、早期導入すべきと考えますが、町長のお考えを伺います。

A 質問にもありますように、現在、国民健康保険の加入者が出産された場合、出産育児一時金として35万円をご本人に支給していますが、最近の傾向としては、ご指摘のように、出産育児一時金の医療機関等の受取代理を実施することにより、被保険者の出産にかかる経費の負担軽減を図ることを目的とした制度が導入されてきています。

出産育児一時金は、現在、直接ご本人に支給することにより、助産費としての性格と、出産祝い金としての性格を併せ持っていたものと考えますが、今後、受給者の考え方に添った形で選択できるよう、受取代理制

度の導入に向けて検討して
いきたいと考えています。

質問者 小澤眞司議員

Q 非正規雇用者への行政
の対応について



いま、貧困と格差が大き
な社会問題になっていま
若者の雇用状況も深刻な問
題です。更に、派遣労働者
の待遇問題やワーキングプ
アなど、大企業が新自由経
済を優先させたため、大き
な影響が出てきています。

非正規労働者構造から正
規労働者構造に変えていく
ためにも、行政が指導して
いく必要があります。その
ために、

企業の違法行為の防止や
トラブルの未然防止対策と
して、非正規雇用の状態を

改善していくために、ポケ
ット労働法の普及をしてい
くべきです。

健康診断も受けることの
できない非正規雇用者の若
者に、町が健康診断等を行う
ことなどの課題があります。
町長の答弁を求めます。

A ポケット労働法は、東京
都が労働法を初めて勉強す
る方、あるいは使用者の方
を対象に、職場の中でいか
に労働法が身近で、大切に
あるかということを知って
もらうために作成した小冊
子です。

労使がお互いに、労働法
で定められたルールを守り
より良い職場環境を築いて
いくことは大変重要なこと
と認識していますので、ポ
ケット労働法は便利で有意
義な冊子であると思います。

ポケット労働法は、イン
ターネットでも公開されて
いますので、本町でもホー
ムページにリンクを張り、
取り寄せて図書館に備える
など、広報や地方紙を通じ
て啓発していきたいと考え

ています。
現行の労働安全衛生法で
の非正規雇用者の健康診断
については、労働契約によ
り1年以上引き続き使用さ
れる者や、1週間の所定労
働時間が通常の労働者の4
分の3以上であるなど、一
定の条件を満たす場合は、
事業主が健康診断を実施し
なければならぬとされて
います。

この条件から外れる方は、
実際に健康診断を実施する
ことは難しく、現行法でも
事業主に健康診断を実施す
る義務はありません。
40歳以上の方は、町の基
本健康診査に該当するため
年に1回の健康診断を受け
ることができますが、40歳
未満の方については、自ら
健康診断を受ける以外に手
立てがありません。

このような方の健康管理
を考えると、一自治体では
なく、国全体として考えて
いく必要があると思います
ので、町村会等を通じて意
見を述べていきたいと考え
ています。

（その他の質問）
窓口行政サービスの業務
時間延長について

質問者 丸山孝夫議員

Q 税金・各種保険料等増
大している町民負担の軽
減対策として、都市計画
税の軽減を図ることにつ
いて



いま、湯河原だけではな
く、全国的に国民の負担が
様々な形で増大しています。
町長は就任以来、役場の
職員を少しでも減らしてい
こうとか、自らの給料を下
げるなどの行財政改革に取
り組まれている姿勢は、私
も評価をしています。

ただ、そういう努力が、
結果として町民の負担の減

形が大事だと思います。
そのような点から、町民
負担の増大に対して都市計
画税を段階的に減税して、
町民に元気になってもらっ
べきだと思えますが、町長
の考えを伺います。

A 都市計画税は、公園、道
路、下水道等の都市計画施
設の建設整備に関する費用
に充てるために、市町村が
課すことができる目的税で
す。

本町は、駅下区画整理事
業の施行に伴い、昭和33年
度から都市計画税を賦課し、
区画整理事業や都市公園・
下水道・ごみ焼却場の整備
など、住民の皆様の生活に
密着した、社会基盤整備費
用に充当してきました。

本年度の都市計画税は、
都市公園整備事業での幕山
公園・ゆめ公園等整備の際
の起債償還、下水道施設整
備事業及び起債償還のため
の特別会計繰出金、ごみ焼
却施設整備等の起債償還の
ための、湯河原町真鶴町衛

結果として町民の負担の減

生組合負担金に充当しており、これらの事業費は10億四千百万円となります。

このうちの3億四千九百万円に都市計画税を充当し、残りのおよそ7億円は、一般財源で措置している状況となっております。

税率の引下げにつきましては、平成9年度に0.3%から0.27%に引下げ、平成15年度からは0.25%に引下げて、現在に至っています。

今後の都市計画税充当事業の見込みにつきましては、平成23年度までは本年度と同様な状況が続くため、都市計画税以外の税収等の一般財源が増えない現状のもとで、税率を引き下げることとは、財政的に非常に厳しいと考えています。

条例改正

例 湯河原町国民健康保険条例

国民健康保険法が改正されたことに伴い、条例の一

部を改正しました。

改正内容は、負担割合が3割となる区分を、3歳以上70歳未満に改定。負担割合が2割となる区分を、3歳未満から6歳未満に改定。70歳以上で一定所得未満の場合の負担割合を、1割から2割に改定。
(平成20年4月1日施行)

政治倫理の確立のための湯河原町長の資産等の公開に関する条例

郵政民営化法等の施行に伴い、郵便貯金法が廃止され、また、証券取引法の題名が金融商品取引法に改められたため、条例の一部を改正しました。

湯河原町情報公開条例及び湯河原町個人情報保護条例

郵政民営化法等の施行に伴い、日本郵政公社法が廃止されるため、条例の一部を改正しました。

条例廃止

湯河原町教職員住宅条例

昭和52年に建築した教職員住宅（所在地・鍛冶屋）は、施設が老朽化し、現在入居している教職員も無く、その役割が終結しているため、条例を廃止しました。

人事案件

湯河原町教育委員会委員の任命について

下田精一郎さんを湯河原町教育委員会委員に任命することに同意しました。

人権擁護委員候補者の推薦について

古屋トシ子さんを法務大臣に推薦するため、人権擁護委員法の規定により、同意しました。

議員研修

10月と11月に実施された全議員研修会に出席しました。

下郡3町議員研修会

【月日】 10月17日

【内容】 地方議会改革の提言について

【講師】 野村 稔 氏

（前全国議長会・部長）
【会場】 ウエルシティ湯河原



県町村議会議員研修会

【月日】 11月16日

【内容】 議会の役割とローカル・マニフェスト

【講師】 竹下 讓 氏

（四日市大学・学部長）

【会場】 山北町中央公民館

表彰

総務大臣感謝状

北村幸則議員は、町村議会議員として通算35年以上在職し、地方自治の発展に顕著な功労があったと認められ、総務大臣から感謝状が贈呈されました。

自治功労者表彰

原田洋議長、杉本光明副議長、土屋誠一議員は、町村議会議員として11年以上在職し、地方自治の発展に顕著な功労があったと認められ、神奈川県町村議会議長会から表彰状が贈呈されました。
（長谷川俊子議員も表彰対象者でしたが、所属政党の方針により、辞退しました。）

審議した議案と各議員の賛否(平成19年9月定例会)

は賛成、×は反対、-は欠席を表しています。

議案番号	議案名	議員名													審議結果				
		村瀬公大	中島寛	内藤陽子	赤岩光二	露木寿雄	高橋延幸	室伏重孝	土屋誠一	半川義輝	長谷川俊子	杉本光明	北村磯江	小澤眞司		松野満	丸山孝夫	北村幸則	青木昭久
46	湯河原町国民健康保険条例の一部改正について															×	-	可決	
47	政治倫理の確立のための湯河原町長の資産等の公開に関する条例の一部改正について																	-	可決
48	湯河原町情報公開条例及び湯河原町個人情報保護条例の一部改正について																	-	可決
49	湯河原町教職員住宅条例の廃止について																	-	可決
50	損害賠償請求事件の和解について																	-	可決
51	平成19年度湯河原町一般会計補正予算(第2号)																		可決
52	平成19年度湯河原町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)																		可決
53	平成19年度湯河原町下水道事業特別会計補正予算(第2号)																		可決
54	平成19年度湯河原町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)																		可決
55	決算の認定について(平成18年度湯河原町一般会計)													×					認定
56	決算の認定について(平成18年度湯河原町国民健康保険事業特別会計)																		認定
57	決算の認定について(平成18年度湯河原町吉浜財産区特別会計)																		認定
58	決算の認定について(平成18年度湯河原町下水道事業特別会計)																		認定
59	決算の認定について(平成18年度湯河原町老人保健医療特別会計)																		認定
60	決算の認定について(平成18年度湯河原町介護保険事業特別会計)																		認定
61	決算の認定について(平成18年度湯河原町介護サービスセンター事業特別会計)																		認定
62	決算の認定について(平成18年度湯河原町公共用地先行取得事業特別会計)													×					認定
63	決算の認定について(平成18年度湯河原町水道事業会計)																		認定
64	決算の認定について(平成18年度湯河原町温泉事業会計)																×		認定
65	湯河原町土地開発公社定款の一部変更について																		可決
66	人権擁護委員候補者の推薦について		×																同意
67	湯河原町教育委員会委員の任命について																		同意
68	平成19年度湯河原町一般会計補正予算(第3号)																		可決

編集後記

湯河原町議会は、より開かれた議会を目指しています。

本会議及び常任・特別委員会の会議録は町ホームページ(アドレスは表紙に記載)から閲覧できます。また、本会議の会議録は町立図書館でも閲覧できます。

皆様の「議会ゆがわら」に対するご意見・ご要望をお待ちしています。

議会だより編集委員会

委員長 丸山 孝夫
副委員長 杉本 光明
委員 北村 磯江 長谷川俊子
小澤 眞司 内藤 陽子

傍聴のご案内

本会議及び常任・特別委員会は、傍聴ができます。(本会議場の傍聴席は25席です。なお、委員会の傍聴は先着6名とさせていただきます。)

受付/開催日の午前9時から
場所/第1庁舎2階 議会事務局

12月議会日程

11月29日(木) 本会議(一般質問)
12月30日(金) 本会議(条例補正予算等)
12月3日(月) 国内外親善都市推進特別委員会
広域行政特別委員会
環境・観光産業常任委員会
5日(水) 環境・観光産業常任委員会
7日(金) 総務文教・福祉常任委員会
11日(火) 本会議(委員長報告等)